

令和3年度第2回入札監視委員会議事概要		
開催日時及び場所	令和4年3月8日～令和4年3月25日:リモートにより開催	
委 員	委 員 長	郷田 桃代 :東京理科大学工学部教授
	委 員	堀江 正之 :日本大学商学部教授
	委 員	尾花 眞理子 :弁護士
抽出案件		<備考> 委員会開催にあたり 委員長に 郷田 桃代 委員 を選任した。
工事	1件	
(小計)一般競争	1件	
公募型及び工事希望型指名競争	-	
指名競争	-	
随意契約	-	
建設コンサルタント業務等	1件	
物品又は役務等	1件	
合 計	3件	
委員からの意見・質問、それに対する海上保安庁の回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

委 員	海 上 保 安 庁
＜製造：一般競争契約＞ 「6, 600kwディーゼル機関6基ほか6点製造」 (本庁) ・契約金額 1, 111, 000, 000円 ・予定価格 1, 120, 300, 000円 ・落札率 99. 16% ・入札参加者数 1者 ・審議案件とした理由 1 者入札のうえ、金額が大きく、かつ、落札率がきわめて高いこと(99. 16%)から調達方法について確認したため。	・審議案件に関する主な説明 本件は、当庁が建造する1, 000トン型巡視船(ヘリ甲板付)に搭載する主機用6, 600KWディーゼル機関、減速機及び遠隔制御装置の製造です。 昨今の我が国周辺海域における様々な事案に係る警備救難業務に対応するため、その業務に求められる高度な航海性能及び特殊な運用方法に応じて新たに設計・建造される大型巡視船の諸機能を十二分に発揮させるため、推進用主機関には次のような仕様を定めています。 ①軽量、コンパクト、高出力(船体寸法、速力、航海性能に影響大) ②適正な品質の確保、整備費用が合理的かつ適正 これら仕様をバランス良く備えるディーゼル機関の設計・製造には技術的経験的に高度なノウハウが求められることとなりますが、性能に影響を及ぼすようなスペックダウンをさせた場合、大型巡視船に求められる諸機能が満たされないこととなるおそれがあります。 国内外には、ディーゼル機関メーカーは多数存在し、当庁の定める仕様の機関を設計・製造可能なディーゼル機関メーカーも数は少ないながら複数社存在します。 本件では当庁以外の機関を製造中であった等の理由により、応札業者以外は製造可能な状況

・質疑応答 本件の入札開始日(告知日)をお教えてください。 同類のディーゼル機関等製造の入札につき、過去に落札していた業者名につき、分かる範囲でお教えてください。 納入可能な業者は市場に何社くらいいると認識されていますか。 また、今回1者入札になった理由について分析されましたか。	ではなかったため、1者応札となりました。 落札率が99.16%という結果については、特殊な物品であり、技術的経験的に高度なノウハウが求められること、応札業者が1者だったこと等から高落札率となったものと思われます。 官報掲載日 令和3年2月19日 証明書等受領期限 令和3年3月 1日 入札書受領期限 令和3年3月12日 開札日 令和3年3月15日 です。 なお、本件は令和2年度補正予算による調達のため、通常より公告期間が短縮されております。 落札実績のある業者は ・新潟原動機株式会社 (現:株式会社IHI原動機) ・JFEエンジニアリング株式会社 ・株式会社ディーゼルユナイテッド (現:株式会社IHI原動機) です。 本契約における納入可能なディーゼル機関メーカーは ・新潟原動機株式会社 (現:株式会社IHI原動機) ・JFEエンジニアリング株式会社 ・株式会社ディーゼルユナイテッド (現:株式会社IHI原動機) です。 1社入札となった理由は、応札業者以外は他者契約のディーゼル機関を製造中であり、当庁の希望納期までに製造が不可能であったためです。
---	---

委 員	海 上 保 安 庁
＜コンサル：一般競争契約＞ 「宿舎改修工事設計業務(御前崎地区)」 (第三管区) ・契約金額 3, 168, 000円 ・予定価格 9, 350, 000円 ・落札率 33. 88% ・入札参加者数 6者 ・審議案件とした理由 入札参加者数が多く、競争性が確保されている点は望ましいが、落札率が33～35%で他と比較して極めて低いと、その要因と予定価格・入札価格の妥当性について確認したいため。 (参考) 今回審議案件とならなかったが、同様の調達「宿舎改修工事設計業務(白岩山)」において落札率が35. 4%であった。	・審議案件に関する主な説明 本契約案件は、これまでの同種契約案件の入札実績から複数の入札参加者が見込まれたことから、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」に基づき「建設コンサルタント」A 等級のみを入札参加条件と設定して公告を行ったところ、6 者の入札参加がありました。 落札率が33. 88%と低くなった要因としては、第一に、多数の入札参加者により特に高い競争性が働いたものと考えられます。 また、落札者に対し、入札価格について聞き取り調査を行ったところ、 ・標準設計に基づいて建築されていた年式の宿舎は全省庁とも似通った構造であり、過去他省庁で受注した同種案件のノウハウが活かしやすい。 ・同時期に並行して同種内容の改修設計である「宿舎改修工事設計業務(白岩山)」の公告があり、両方とも受注できれば総工数を抑えられる。(結果的に2件の落札者は同一であった) との回答がありました。 これらの要因が重なったことにより結果として落札率は低くなったものであり、予定価格・入札価

・質疑応答 本件契約の写真を確認する限り、全面改修か建替えレベルにあるようにも見えましたが、そのような予定がありますかどうか教えてください。 低入札価格調査制度の概要、対象工事の選定基準を教えてください。表には建設コンサルタントも含まれていますが、宿舎改修工事設計業務(御前崎地区)はこれに該当しない理由を教えてください。	格とも問題ないと思料します。 鉄筋コンクリート造の宿舎は、築後40年を超えると財務への建替え要求が可能となっておりますが、必要な改修を行い継続使用することが当庁に限らず全国的に行われています。 このため、本宿舎については、上記のとおり必要な改修は行っておりますが、建替え及び全面改修の予定はありません。 低入札価格調査制度の概要、対象工事の選定基準については、国の支払の原因となる契約にかかる落札の決定は、会計法第29条の6第1項本文により、予定価格以下で最低の価格の入札者を自動的に契約の相手方として決定する「自動落札方式」をとっています。 この原則に対して、会計法第29条の6第1項ただし書により特例が定められており、これによると、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき」、又は「その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき」は、特例的にその者を排除することができることとされています。特例の対象となる契約の範囲は、予決令第84条により、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とされています。 なお、関係法令等詳細は別添1をご参照ください。 以上のことから、「宿舎改修工事設計業務(御前崎地区)」は、予定価格が予決令第84条に示された範囲の対象から外れるため、結果的に低入札価格調査制度の対象外契約となります。
--	--

対象の宿舎改修工事について、本宿舎の築年を教えてください。 古い建物と推察されますが、耐震性能に問題がないことは既に確認されているのでしょうか。本業務に含まれる「建築改修調査」にはこのような耐震性能に関する調査は含まれていないのでしょうか。 同時期に並行して同種内容の改修設計「宿舎改修工事設計業務（白岩山）」があり、両者受注できれば総工数を抑えられる、との回答があったとのことですが、参考までに、白岩山の入札参加者について教えてください。 履行期限が令和3年7月30日であったところ、10月29日まで延長され、さらに12月17日まで延長されています。 当初の予定期間が3ヵ月半であったところ、履行に8ヵ月を要する結果となっています。これは、受託者の能力の問題なのか、低入札価格調査が機能していないのが問題なのか、仕様書の問題なのか等原因をどのように分析されていますか。	築年については 1号棟は築43年(1979年2月竣工) 2号棟は築31年(1990年12月竣工) となっています。 下御崎宿舎は耐震改修促進法による耐震診断・改修義務の対象ではないことから耐震性能の確認は行っておらず、また、本業務仕様書における「建築改修にかかる調査」においても、耐震性能に関する調査は含めておりません。 「宿舎改修工事設計業務（白岩山）」の入札参加者は別添2のとおりです。御前崎と白岩山両者に参加した業者は6者です。 延長事由ですが、1度目は受注者から提出された成果物について、採用した単価等の根拠資料不足により検査不合格としたものです。 2度目についても、1度目に修正を指示した内容が一部修正されていなかったことから検査不合格とし、履行期限再延長としました。 いずれも契約条項に基づき遅延損害金を徴収しています。 発注者側においては、過去同種の設計業務を今回同様の監督方法で実施していますが、これまでに大きな問題が発生したことはなく、また、仕様内容についても問題はなかったと認識しています。 受注者も仕様については十分理解を示していたことから、本件の履行期限延長は受注者の履行能力の問題が主な要因と考えられます。 なお、図面など工事発注に必要な資料は優先して精査を依頼し、年度内に履行完了するよう11月に工事の契約を行うことはできたことから、本件履行遅延による事業遂行上の損害は発生しておりません。
--	---

納期が4か月以上遅延した理由として、「受注者も仕様については十分理解を示していたことから、本件の履行期限延長は受注者の履行能力の問題が主な要因と考えられます。」と分析されています。このような履行能力がない受注者と契約しないようにするための方策を何か検討されていますか。 宿舎改修工事設計業務(御前崎地区)については、落札者に対して入札価格について聞き取り調査を行っています。仮に本件は低入札価格調査制度の対象となった場合は、この聞き取り調査とは異なる調査が行われるのでしょうか。	現行の制度上では、参加資格を満たしている業者であれば入札参加は可能であり、要件を満たしているのに除外することは難しいと考えています。 よって、今後は、入札参加の意思を示し仕様内容を伝達する際にこれまで以上に仕様の説明を丁寧に行うことや契約後の履行途中で発注者の意図が成果物に反映されているか確認する機会を増やすようにすることで、このような問題が生じないよう再発防止に努めることとしております。 本件が低入札価格調査制度の対象案件となった場合は、落札予定者に対し、会計法第29条の6第1項、予算決算及び会計令第85条、及び予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続きについて(平成16年6月10日国官会第368号)に基づき、調査を実施することとしております。
---	--

委 員	海 上 保 安 庁
<工事:一般競争契約> 「糸満港南水路第三号立標新設工事」 (第十一管区) ・契約金額 22, 220, 000円 ・予定価格 22, 275, 906円 ・落札率 99. 74% ・入札参加者数 1者 ・審議案件とした理由 1者入札のうえ、金額が大きく、かつ、落札率がきわめて高いこと(99. 74%)から調達方法について確認したため。	・審議案件に関する主な説明 調達方法について、一般競争入札方式で入札公告は、政府電子調達、第十一管区海上保安本部ホームページ及び庁舎内掲示板上に掲載しました。

・質疑応答 納入可能な業者は市場に何社くらいいると認識されていますか。 今回1者入札になった理由について分析されましたか。	1者入札となった理由について、当該入札は広く参加者を募るため入札参加資格を「土木工事業」のA等級から「土木工事業A, B等級」と拡大を図ったものの、発注時期が年度当初であったため、他部局発注の公共工事と時期が重なったこと及び当該工事は海中ボーリング等の専門性の高い作業があったことが推測されます。 落札率が99.74%となった理由について、 ①予定価格の算定において、当該工事の主たる工事が海上工事であり、使用する船舶及び諸経費は公表されている港湾請負工事積算基準を、主要材料は建設物価、積算資料等の市販図書を参考としたこと ②請負業者は、過去に数回同種工事の契約実績があり、施工環境、施工方法等も熟知していること これらのことから実績を基に算定し入札に参加したものと考えられるため、予定価格に対する大幅な金額差にならなかったと思われます。 沖縄県での工事は、交通費や運搬費が嵩むため県外業者の参加が見込まれず、かつ、洋上における航路標識の特殊性もあり、過去5年間で洋上の工事入札案件に参加した業者は4社です。 過去に入札参加した業者から入札参加に及ばない理由として「新設工事のための機器類を所有していない、また、経験がない」「技術者がいない」「技術者を長期間選任するのが難しかった」のため見送った旨聞き取りを行っています。
--	---

審議の結果

3件とも入札は適正に遂行され、全般を通じ、入札業務における公正性の確保、競争性の確保に努められていることは評価できる。

1社応札案件については業務内容や立地の条件により応札者が限られるなど、勘案すべき事情は認められるものの、これまでに引き続き、入札参加者数をより一層増やす努力を継続していただきたい。とりわけ、補正予算による調達等、入札に係る期間が十分に確保できない場合などについては、公正性の確保に十分に留意されつつ、関連する業者等への声掛けなどを含め、一層の工夫を重ねていただきたい。

低入札案件については、業務の遂行能力の確認と完了後の確認が肝要であり、引き続き、努めて頂きたい。

最低価格の入札者を落札者としらない場合

根拠規定

会計法第29条の6(落札の方法) 第1項ただし書

「ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるもの（注1）について
 ①相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき
 又は
 ②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、政令で定めるところにより（注2）、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

（注1）政令で定めるもの → **この規定を適用する金額の範囲及び契約の範囲を定めたもの**

予算決算及び会計令第84条(最低価格の入札者を落札者としらないことができる契約)

会計法第29条の6第1項ただし書に規定する国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものは、予定価格が1千万円(各省各庁の長が財務大臣と協議して1千万円を超える金額を定めたときは、当該金額)を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

（注2）政令で定めるところ → **上記① ②についての規定**

契約の内容に適合した履行がされないおそれ

公正な取引の秩序を乱すおそれ

予算決算及び会計令第85条

（契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としらない場合の手続）

各省各庁の長は、会計法第29条の6第1項ただし書の規定により、必要があるときは、**前条に規定する契約について**、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

予算決算及び会計令第89条

（公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としらない場合の手続）

契約担当官等は、第84条に規定する契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めたときは、その理由及び自己の意見を記載した書面を当該各省各庁の長に提出し、その者を落札者としらないことについて承認を求めなければならない。

2 契約担当官等は、前項の承認があったときは、次順位者を落札者とするものとする。

予算決算及び会計令第85条の基準について
 （次ページに記載）

予算決算及び会計令85条の基準について

国土交通省所管に係る工事又は製造その他の請負契約であって、予定価格が1,000万円を超えるものについて、予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない額(略)
- 3 製造その他の請負契約のうち、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない額

入札価格が上記基準に該当する場合の手続

予算決算及び会計令第86条 → 低入札調査

契約担当官等は、第84条に規定する契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

- 2 契約担当官等は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その調査の結果及び自己の意見を記載した書面を契約審査委員会に提出し、その意見を求めなければならない。

(契約審査委員の指定)

予算決算及び会計令第69条

- 4 契約審査委員は、一の契約担当官等について三人とする。ただし、他の契約担当官等に係るものについて兼ねることを妨げない。

(契約審査委員の指定事務の委任)

国土交通省所管会計事務取扱規則第33条

特定部局長(海上保安庁にあっては海上保安庁次長)及び指定部局長は、当該部局所属の職員を令第69条に規定する契約審査委員に指定するものとする。

予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

1 本基準の運用の基本方針について

- (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令(以下「令」という。)第86条の調査を行うものであること。
- (2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。
- (3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、**次の事項**についても行うものとする。

イ 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項。
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状況
- ⑤ その他必要な事項

ロ 製造その他についての請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資材等の見通し及びその確保に関する事項。
- ② ①の適否
- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

入 札 調 書

入札書比較価格	¥7,400,000
調査基準価格	-

1. 件名 宿舎改修工事設計業務（白岩山）
2. 所属事務所 第三管区海上保安本部
3. 開札日時 令和3年4月20日 14:00
4. 落札者 株式会社アイ・エス・エス 東京都港区南麻布5-2-32
5. 落札金額 ¥2,882,000

宿舎改修工事設計業務（御前崎地区）
にも参加

落札率 35.40%

	業者名	入札金額			備考
		第1回	第2回	第3回	
1	株式会社アイ・エス・エス	2,620,000			落札
2	コンストラクションインベストメントマネジャーズ株式会社	3,380,000			
3	株式会社益田設計事務所	4,400,000			
4	株式会社イースペース設計	5,000,000			
5	株式会社松下設計	6,500,000			
6	株式会社手島建築設計事務所	6,800,000			
7	株式会社宮建築設計	8,900,000			
	以下余白				

※上記金額は、入札業者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。